

視察報告書②2024.4.11-12 能登半島地震被災地（建築物応急危険度判定と住家被害認定調査相違）

町田市議会無所属会派 吉田つとむ 2024.4.17 提出

石川県能登地域（中・南）と富山県小矢部市の視察報告書



2024年1月1日の能登半島地震から100日が過ぎました。

能登半島地震の被害を受けた富山県小矢部市の産業建設部を訪ね、都市建設課の北 課長、中山 主査のお二人から、小矢部市の応急危険度判定と住家被害認定調査の実例に関して、資料を基に説明をいただきました。なお、この視察に関して、地元の中村重樹元市議会議長に仲介の労を取っていただきました。



●小矢部市の震災の初動対応について

地震発生：2024年1月1日（月）16時10分

資源地：石川県能登地方

小矢部市内の震度：震度5強

1月1日（月）17時10分 災害対策本部設置

この日の内に、震災対策本部会議が3回開催されており、2回は被害状況の把握、1回は今後の対応となっている。

小矢部市は震災発生出動態勢の基準にそって、職員の大半が市庁舎に集まったということですが、その建物に亀裂などが生じており、敷地内に集合したというものでした。

実施本部は、消防署内に1月2日で機能しており、3日以降、本庁で設置されたということでした。

特別の混乱は生じなかったようでした。

被害情報などの資料は、小矢部市からいただいた資料に記載があります。

震源の石川県はもちろん、富山県内の氷見市や高岡市に比べると、被害は少ないものであったとの説明でした。

資料：別紙（4ページ分）

R6. 4. 12 都市建設課

令和6年1月能登半島地震における市の対応状況について、及び、実施本部業務及び県内支援連絡体制フロー図

●建築物応急危険度判定の特徴について

1月2日に、判定実施の要否の決定が行われ、支援実施計画の策定、同通知が富山県と建築関係団体に行われました。

また、富山県への支援要請は行われませんでした。

*現実には、他の隣接市で、液状化現象が生じたより過大な被害が生じており、小矢部市への支援は見込まれないということで、支援要請が見送られた次第と言うものでした。

よって、小矢部市では以下の取り組みが行われました。

- ・地元判定士等への参加要請
- ・判定資機材の準備等
- ・輸送・宿泊の手配
- ・その他の判定実施の準備

1月3日に判定士等の受付を行い、

1月4日に判定の実施を開始し、1/4-1/6、1/8-1/9の5日間作業が行われる。

判定結果は随時行い、当日分の判定結果の報告を行い、富山県にも即日報告されている。

1月9日には判定活動が終了し、活動終了の報告を富山県に提出しています。

また、民間判定士の補償制度の手続きが行われています。

その応急判定士は2人で行動し、最大5名が対応したというものでした。

合計57件が判定され、危険（赤）9件、要注意（黄）34件、調査済（緑）14件となっていました。

<参考>

全国被災建築物応急危険度判定協議会 HP より

● 応急危険度判定とは

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしています。

また、これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的安定にもつながるといわれています。



これらの紙は、阪神大震災に被災地を訪れた時に初めて見たものです。



小矢部市ではない自治体で撮影したものです。この撮影場所は、液状化現象が発生しているエリアです。

.....

●住家被害認定調査の特徴について

罹災証明書の発行に関して、1月4日（木）～4月10日（水）までに、2005件の申請が行われたとのことです。

住家被害認定調査は、1月12日（金）より調査開始。

住家の一部損壊以上 1339件
うち、現地調査対象数 540件
写真等により判定したもの 799件
非住家の判定をしたもの 87件

小矢部市においては、住家被害認定調査は行政職員が行わず、民間の判定士に依頼をして実施して業務を進めたとのことです。

判定は有資格者が行いますが、上記のように住家被害認定調査が現地に足を運んでの調査ではなく、被災者自身によって撮影された写真によって判定されたものも含まれるとのことです。



調査番号は、吉田つとむが伏字に加工しました。



トリミングした映像です。他の自治体で撮影したものです。



立派な門や倉庫も被災していました。小矢部市外で撮影したものです。

<所感>

●建築物応急危険度判定と住家被害認定調査の相違について

これらの判定は建築士や測量士などの有資格者が当たりますが、民間の判定士に依頼をして実施して業務を進めたとのことでした。

地震発生に伴い、工務店などの建築士は一般から依頼を受けた家屋の復旧に追われるのですが、それをぬって、社会的に必要とされる、人の安全な居住にかかわる建築物応急危険度判定業務が優先し、ついで、人の財産（家屋や家財）の損壊による災害ゴミ（無料）の扱いや、生活再建にかかわる補償（公的、民間双方）の適用に関する罹災証明の内容に対して、住家被害認定調査が欠かせません。



路面、地面はねじれ、傾いている。家屋も大きな損壊状態が目立ち、傾いている家も目立つ。大半の家屋に赤紙が貼られている様子だが、人がいる気配がする。

この紙には、

- ◆この建築物に立ち入ることは危険です。
- ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください。

と書いてあります。家の出入りは、専門家の判定で、応急措置が行われているはずだと理解しました。